

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件
 新旧対照条文

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一 介護福祉士</p> <p>二 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十五号）附則第二条第二項の規定により行うことができることとされた同法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者（以下「実務者研修修了者」という。）</p> <p>三 居宅介護職員初任者研修（障害者等（障害者の日常生活及び社</p>	<p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一 介護福祉士</p> <p>（新設）</p> <p>二 居宅介護従業者養成研修（障害者等（障害者の日常生活及び社</p>

会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。）の介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、次条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第七十一号）別表に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

四 障害者居宅介護従業者基礎研修（障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

五 重度訪問介護従業者養成研修（重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第二から別表第四までに定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

六 同行援護従業者養成研修（視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等

会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。）に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、次条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十九号）別表第二に定める内容以上のもの、同告示別表第三に定める内容以上のもの又は同告示別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

（新設）

三 重度訪問介護従業者養成研修（重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第一から別表第三までに定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

四 同行援護従業者養成研修（視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等

の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに
関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修で
あって、別表第五又は別表第六に定める内容以上のものをいう。
以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当
該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

七| 行動援護従業者養成研修(知的障害又は精神障害により行動上
著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつ
き、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために
必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技
術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第七
に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、
当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証
明書の交付を受けた者

八| 平成二十五年三月三十一日において現に居宅介護職員初任者研
修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程
を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了
した旨の証明書の交付を受けた者

九| 平成二十五年三月三十一日において現に障害者居宅介護従業者
基礎研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修
の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程
を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十| 平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成研
修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程
を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了
した旨の証明書の交付を受けた者

十一| 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成
研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課

の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに
関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修で
あって、別表第三又は別表第四に定める内容以上のものをいう。
以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当
該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

五| 行動援護従業者養成研修(知的障害又は精神障害により行動上
著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつ
き、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために
必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技
術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第五
に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、
当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証
明書の交付を受けた者

六| 平成十八年九月三十日において現に居宅介護従業者養成研修の
課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修
了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した
旨の証明書の交付を受けた者

(新設)

七| 平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成研
修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程
を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了
した旨の証明書の交付を受けた者

八| 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研
修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程

程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十二 平成十八年九月三十日において現に行動援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三 平成二十五年三月三十一日において現に居宅介護職員初任者研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成二十五年四月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十四 平成二十五年三月三十一日において現に障害者居宅介護従業者基礎研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成二十五年四月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十五 平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十六 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成二十三年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十七 平成十八年九月三十日において現に行動援護従業者養成研修

を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

九 平成十八年九月三十日において現に行動援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十 平成十八年九月三十日において現に居宅介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの
(新設)

十一 平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十二 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成二十三年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三 平成十八年九月三十日において現に行動援護従業者養成研修

の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十八 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二項に規定する政令で定める者

十九 平成十八年三月三十一日において現に身体障害者居宅介護等事業（法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第六項に規定する身体障害者居宅介護等事業をいう。）、知的障害者居宅介護等事業（法附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第七項に規定する知的障害者居宅介護等事業をいう。）又は児童居宅介護等事業（法附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第七項に規定する児童居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

二十 この告示による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。）第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

二十一 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者

の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二項に規定する政令で定める者

十五 平成十八年三月三十一日において現に身体障害者居宅介護等事業（法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第六項に規定する身体障害者居宅介護等事業をいう。）、知的障害者居宅介護等事業（法附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第七項に規定する知的障害者居宅介護等事業をいう。）又は児童居宅介護等事業（法附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第七項に規定する児童居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

十六 この告示による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。）第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十七 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者

者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書^一の交付を受けた者

二十二 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

(準用)

第二条 居宅介護職員初任者研修の課程は、介護保険法施行規則第十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表の課程を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同告示の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

講義及び演習の項	
老化	障害
認知症	認知症・行動障害
障害	老化

基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十八 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

(準用)

第二条 居宅介護従業者養成研修の課程は、介護保険法施行規則第十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表第二から別表第四までの課程を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同告示の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。この場合において、この条により読み替えられた同告示別表第二に定める研修の課程は、読み替えられた同告示別表第三に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

別表第二講義の項	主任訪問介護員が行つ	他の
他の	居宅介護支援	相談支援
別表第二演習の項	居宅介護支援	相談支援

別表第二実習の項	別表第三実習の項	別表第三実習の項	別表第三講義の項及び別表第四講義の項	別表第三演習の項	別表第三実習の項	別表第三実習の項
老人デイサービスセン	訪問介護	特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護	訪問介護員	訪問介護に関する	訪問介護に関する	訪問介護に関する
老人保健福祉	保健福祉	保健福祉	保健福祉	保健福祉	保健福祉	保健福祉
認知症の症状を呈する老人等に対する介護実習、主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する実習、老人デイサービスセンターの業務に関する実習、訪問看護に関する実習及び地域包括支援センター又は老人介護支援センターの業務に関する	支援が困難な者に対する介護実習、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提携する者との連携等に関する実習、他の居宅介護従事者に対する指導監査その他の居宅介護を適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する実習、生活介護を行う事業所等の業務に関する実習及び相談支援事業の業務に関する	居宅介護計画	居宅介護従業者	居宅介護に関する	居宅介護に関する	居宅介護計画
処遇	支援	支援	支援	支援	支援	支援

別表第一（第四号関係）

区分	科目	時間数	備考
講義	福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	三	
	障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	四	
	居宅介護に関する講義	三	居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。
	障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義	三	
	基礎的な介護技術に関する講義	三	
	家事援助の方法に関する講義	四	
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	五	
演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	四	

（新設）

及び別表第四実習タ

所

実習	基礎的な介護技術に関する演習	一〇	
	事例の検討等に関する演習	三	
サービス提供現場の見学	生活介護を行う事業所等の	八	
合計		五〇	

別表第二（第五号関係）（略）

別表第三（第五号関係）

（注）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

この表に定める研修の課程は、別表第二に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

別表第四（第五号関係）

（注）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

この表に定める研修の課程は、別表第二、別表第三並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条及び第十三条に係る別表第三第一号に定める内容を含むものとする。

別表第五（第六号関係）（略）

別表第六（第六号関係）

別表第一（第三号関係）（略）

別表第二（第三号関係）

（注）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

この表に定める研修の課程は、別表第一に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

別表第三（第三号関係）

（注）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

この表に定める研修の課程は、別表第一、別表第二並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条及び第十三条に係る別表第三第一号に定める内容を含むものとする。

別表第四（第四号関係）（略）

別表第五（第四号関係）

(注) この表に定める研修の課程は、別表第五に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) この表に定める研修の課程は、別表第三に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第七（第七号関係）（略）

別表第六（第五号関係）（略）